

事 務 連 絡
平成 1 8 年 1 1 月 9 日

財務省関税局監視課長 殿
財務省関税局業務課長 殿

経済産業省製造産業局自動車課長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長

解体自動車の輸出通関時における取扱いについて

無許可解体された中古自動車の不正輸出が懸念されるので、これを阻止するため、平成 1 8 年 1 2 月 1 日以降、解体自動車の輸出通関時における取扱いについて、下記により実施されますようご協力方お願いします。

記

解体自動車は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。)第 121 条の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物に該当する。

廃棄物を輸出する場合には、環境大臣の輸出確認(廃掃法第 10 条第 1 項。同法第 15 条の 4 の 7 で準用する場合を含む。)を受けた後、経済産業大臣の輸出承認(外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 48 条第 3 項)を受ける必要がある。

しかしながら、自動車リサイクル法第 121 条の除外規定に基づき、同法第 16 条第 4 項ただし書きの規定による解体自動車全部利用者(注)に引き渡された解体自動車は、廃棄物に該当しないこととなっている。

したがって上記、解体自動車の輸出申告があった場合には、当該解体自動車が廃棄物に該当しないものであり、環境大臣の輸出確認及び経済産業大臣の輸出承認が不要なことから、適正に解体処理されたことの証明として、別添の書面を確認されたい。

なお、当該書面を提示できない場合等においては自動車リサイクル法違反(及び廃掃法違反)の恐れがあることから管轄自治体まで連絡願いたい。

(注) 解体自動車全部利用者とは、自動車リサイクル法施行規則第 10 条第 2 項に規定される「当該解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する方法」により解体自動車を利用する者である。